

# 防府市保育所等安全対策事業実施要綱

令和2年3月24日制定

## （目的）

第1条 この要綱は、保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び地域型保育事業所（以下、「保育所等」という）において、保育環境の改善を図り、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

## （実施主体）

第2条 事業の実施主体は、防府市とする。

2 事業内容は、特定教育・保育施設（市内に所在する保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、小規模保育事業所又は事業所内保育事業所に限る。）において実施する。

3 前項のうち民間団体（以下、「私立保育所等」）においては委託により実施する。

## （事業内容）

第3条 事業の内容は、安全対策として新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から必要な物品の購入や保育所等の消毒等を行うものとする。

## （費用）

第4条 市長は、事業を実施する私立保育所等に対し、予算の範囲内で、国が保育対策総合支援事業費補助金交付要綱で定める補助基準額を事業費として交付する。

## （事業計画）

第5条 事業を実施しようとする保育所等は、事業内容等を記載した計画書を提出しなければならない。

## （実績報告）

第6条 事業を実施した保育所等は、事業が完了したときは、速やかに実績を報告しなければならない。

## （関係書類の整備）

第7条 事業を実施した保育所は、当該事業に関する帳簿及び関係書類を整備し、事業が完了した年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しておかなければならない。

(財産等の保管)

第8条 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前条の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関する必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月24日から施行し、令和2年1月16日から適用する。